

実地指導における主な指摘事項【障害児相談支援事業】

【対象サービス】

障害児相談支援事業

【運営基準】

内 容	指摘に至った具体的事例・留意事項 ○＝指摘事例
○アセスメント及びモニタリングは利用者の居宅を訪問して行うこと。	○相談支援事業所や日中通っている保育園等を訪問し、モニタリング等を行っていた。

【報酬算定】

内 容	指摘に至った具体的事例・留意事項 【○＝指摘事例 ●＝留意事項】
○障害児支援利用計画の同意年月日を明らかにすること。	○障害児支援利用援助費の算定の根拠となる日は「利用者への同意年月日」であるが、同意年月日が不明瞭であった。
○同一の月において、同一の支給決定障害児に対してモニタリングを行った後に障害児支援利用計画の作成を行った場合に、継続障害児支援利用援助費の算定を行っているものが見受けられたため、必要な過誤調整を行うこと。	○ <u>同一月でモニタリング実施後に障害児支援利用計画を作成した場合は、「障害児支援利用援助費」しか算定できないところを「継続障害児支援利用援助費」も併せて算定していた。</u> （ <u>モニタリングの実施月と障害児支援利用計画の同意日が月をまたいでいた場合も同様</u> ） ●モニタリング実施後に障害児支援利用計画を作成した場合の報酬算定について、詳細はP. 46を参照してください。
○サービス提供時モニタリング加算の算定要件を満たさないものがあったため、必要な過誤調整（返還）を行うこと。	○継続障害児支援利用援助をやむをえず利用者宅で実施できなかったため、代わりに相談支援事業所や日中通っている保育園等に訪問して行ったものについて、継続障害児支援利用援助費に加えてサービス提供時モニタリング加算を算定していた。 ○算定に必要な記録（障害児通所支援事業所等におけるサービスの提供状況、サービス提供時の計画相談支援対象障害児の状況、その他必要な事項）がなかった。

※実地指導における主な指摘事項【全サービス共通】もご覧ください。

モニタリング実施後に障害児支援利用計画を作成した場合の報酬算定について

【想定される対象月】

- ・ 障害児相談支援給付費の利用更新月
- ・ モニタリング後に障害児支援利用計画の見直しがされた月

【基本的取り扱い】

障害児支援利用援助費の算定要件であるアセスメントのプロセスをモニタリングで実施したとみなすため、継続障害児支援利用援助費は算定しない。

そのため、障害児支援利用援助費のみを算定する。

障害児支援利用計画の同意がモニタリングの翌月（月をまたいだ場合）であっても同様の取り扱い。

※事例については、相談支援事業を参考にしてください。P. 46 参照

主な告示・Q & A等

【留意事項通知】

障害児相談支援費については、通所給付決定の有効期限の終期月等において、指定継続サービス利用支援を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用計画作成の一連の支援であることから、継続障害児支援利用援助費は算定せず、障害児支援利用援助費のみ算定するものとする。

なお、通所給付決定の支給決定等に当たって指定障害児支援利用援助を行った後、同一の月に当該通所給付決定に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続利用援助を行った場合には、障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の両方を算定できるものとする。

【障害児相談支援に係るQ & Aについて】

問 5 平成 25 年 2 月 22 日厚生労働省事務連絡

児童福祉法に基づく障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準において、障害児支援利用計画を作成する際の留意点として「相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、必ず障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接して行わなければならない。」と規定されているが、次の場合についてはどうか。

①自宅訪問よりも効果的なアセスメントができる場合や自宅訪問が難しい場合は、事前に行われる面接は、相談支援事業所や日中通っている保育園等で行ってもかまわないか。

②作成時は、上記①の理由で自宅訪問しないことがあっても、モニタリング等を通じていつかは自宅訪問することによいか。

答

○ 障害児支援利用計画は、障害児の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要であることから、生活状況を十分把握する必要がある、その把握については、障害児及びその家族からの聞き取りだけでなく、自宅訪問により生活環境を見ることが重要である。

よって、①～②とも障害児支援利用計画の作成に自宅訪問が必要である。

問 66 平成 27 年 3 月 31 日厚生労働省事務連絡

延長支援加算

「やむを得ない理由」を記載する障害児支援利用計画は、指定障害児相談支援事業者が作成したものに限られるのか。

答

○ 原則として、指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画に「やむを得ない理由」を記載している場合に算定できる。

しかしながら、障害児支援利用計画の策定状況等も勘案し、当分の間のやむを得ない対応として、セルフプランの場合であっても算定が可能な取扱いとする。なお、指定障害児相談支援事業所が作成する場合であっても、改定の施行直後で、やむを得ない理由が記載されていない場合には、次の通所給付決定がなされるまでの間は、柔軟に取り扱って差し支えない。

※障害児通所支援事業所には、延長支援加算を算定する場合に、必要やむを得ない理由を障害児相談支援事業所で作成する障害児支援利用計画に記載する必要があると指導しているところです。

問 70 平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省事務連絡

障害児相談支援に係る初回加算は、事業所の変更や転居等に伴い、違う事業所が新規で作成する場合も対象になるのか。

答

- 障害児相談支援対象保護者が、新規に障害児支援利用計画を作成する場合や、前 6 月間において障害児通所支援や障害福祉サービスの利用がない場合に対象となるものなので、事業所が変更になるだけでは対象にならない。
なお、セルフプランにより支給決定を受けている障害児が、初めて障害児支援利用計画を作成する場合も初回加算の対象となる。

※平成 25 年 2 月 22 日及び平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省事務連絡【問 52、問 55、問 56】（P. 49 参照）については、障害児相談支援事業について準用する。この場合において、「計画相談支援給付費」とあるのは「障害児相談支援給付費」と、「サービス利用支援」とあるのは「障害児支援利用援助」と、「継続サービス利用支援」とあるのは「継続障害児支援利用援助」と、「サービス等利用計画」とあるのは「障害児支援利用計画」と、「障害福祉サービス等」とあるのは「障害児通所支援」と読み替えるものとする。

障害児通所支援に係る支給量の原則の日数について

みだしの件については、厚生労働省より平成 28 年 3 月 7 日付障発 0307 第 1 号で通知されたところですが、本市における運用を下記のとおり定めています。

1 週間計画上、週 5 日利用の場合

月 23 日（月 31 日から土日の 8 日を除く）の支給量で支給決定する。

2 週間計画上、週 5 日を超える利用の場合

国の定める原則の日数を超える利用の場合、原則として指定障害児相談支援事業所による計画作成を要することとする。

ただし、セルフプランであっても、下記のような公的機関を始めとする第三者機関の意見等を通して客観的な支援の必要性が認められ、各区・支所・保健所において、原則日数を超える支援を受けなければ対象児童の福祉が損なうおそれがあると認められるときは、原則日数を超えた必要な支給量の支給決定ができるものとする。

<客観的な支援の必要性が認められる具体例>

- ① 対象児童に重度の障害や強度の睡眠障害等があり家族支援を要するケース
- ② 障害特性により、定型的な生活リズムを要するケース
- ③ 虐待が疑われる、または虐待のおそれがあるケース
- ④ ひとり親世帯や多子世帯など、休日においても保護者以外の支援機関が介在することにより子どもの支援が充足されるケースなど

<第三者機関の具体例>

医療機関、地域療育センター、児童相談所、社会福祉事務所（民生子ども課）、保健所、民生委員・児童委員など。

※客観的な支援の必要性について、疑義のあるケースの場合は、子ども福祉課までお問い合わせください。

3 週間計画上、週 4 日以下の利用の場合

原則の日数に満たない利用であるので、利用者の便宜にも配慮し、従来どおり月 5 週計算をする（週 4 日なら月 20 日、週 3 日なら月 15 日、以下同じ）。

4 週間計画に週単位以外のサービスの希望（例：祝日の利用など）がある場合

必要な日数を上乗せする。例えば、週 3 日平日の利用に加えて、土日に月 1～2 日利用する計画の場合は月 17 日で支給決定する（15 日＋2 日）。